

不服申立て事案答申第 296 号
不服申立て事案諮問第 333 号
件名：110 番事案表の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の開示請求について、別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、別表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 10 月 28 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 本件処分の内容

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 10 月 28 日付けで、愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）において、処分庁宛ての保有個人情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容は、

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

110 番通報の内容が記載された文書

警察が対応、処理した内容が記載された文書（決裁書を含む）

私が警察官に提出した文書

粟をとった人の親族と警察官とのやりとりが記載された文書

私は、職員 B 及び職員 C に苦情を申したてたら、A 署職員 D によく伝えておくとのことであったので、そのことの記載がされた文書

私の所有地内の畑でとった写真
私が警察官に提出した文書について、指紋を押させられたが、
そのようにしなければならなかった理由が記載された文書
(請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた(以下「本件開示請求」という。)

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の保有個人情報について探索したところ、及び の
請求内容に係る文書は存在せず、A 署で保管していた
110 番事案表(及び の請求内容に係る文書)
微罪処分手続書(及び の請求内容に係る文書)
写真撮影報告書(の請求内容に係る文書)

が該当した。

これらのうち 110 番事案表については、令和 6 年 10 月 10 日、審査
請求人が、自己の所有する栗畑から栗を盗んでいる窃盗被疑者を発見
して 110 番通報し、その後被疑者から被害品を返還されたことなどか
ら、処罰を望まないとして A 署が微罪処分を執った際に作成されたも
のである。

なお、審査請求人からの 110 番通報は、同日、愛知県警察本部通信
指令室において 2 回受信していたが、2 回目の通報は、警察官がいつ
到着するのか確認する内容であった上、受理中に 1 回目の通報で現場
臨場した警察官の到着を確認できたことから、通信指令室から A 署に
通報内容の送信を要せず、A 署では 110 番事案表の作成、保管をして
いなかったものである。

(ウ) 本件処分

処分庁は、及び の請求内容に係る 110 番事案表につき、法第 78
条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 7 号に規定される不開示情報を除いた
部分を開示する決定をし、本件処分を審査請求人に通知した。

また、及び の請求内容に係る微罪処分手続書及び写真撮影
報告書については、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定される訴訟
に関する書類に該当することから、本件処分とは別に不開示とする決
定をし、審査請求人に通知している。

イ 本件処分の理由

本件処分は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であ
り、開示しないこととした部分及びその理由については、本件処分にか
かる通知書に記載されているとおり、

- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分(法第 78 条第 1 項第 2 号に該当)
- ・ 警察無線通信に係る呼称略号(法第 78 条第 1 項第 7 号に該当)

- ・ 犯罪捜査等に関する情報が記載された部分（法第 78 条第 1 項第 5 号に該当）
- ・ 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分（法第 78 条第 1 項第 2 号に該当）

である。

(ア) 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書八では、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、当該公務員の氏名については、不開示とされている。

そして、警察職員のうち警部相当職以上の者の氏名は、人事異動の際に公表されるなど同号ただし書イに規定される「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示されているところ、本件処分において不開示とした部分は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

(イ) 警察無線通信に係る呼称略号

法第 78 条第 1 項第 7 号では、開示することにより、地方公共団体が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とされている。

本件処分において不開示とした部分は、警察無線通信に係る呼称略号であり、開示することにより、警察の捜査対象となる者が、捜査を免れるための対策をとれるなど警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

(ウ) 犯罪捜査等に関する情報が記載された部分

法第 78 条第 1 項第 5 号では、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は不開示とされている。

本件処分において不開示とした部分は、窃盗被疑事件に対する犯罪捜査等に関する情報であり、開示することにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

(イ) 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

法第 78 条第 1 項第 2 号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開

示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは不開示とされている。

本件処分において不開示とした部分は、栗を窃取していた窃盗被疑者の住所、生年月日、職業等であり、審査請求人以外の第三者に関する情報であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件審査請求の趣旨及び理由として、

・私が令和 6 年 10 月 10 日、110 番通報したのは 2 回であった。2 回目分が開示されなかったので開示を求める。

と主張している。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求める保有個人情報、前記(1)アのとおり、請求日現在 A 署において保管されているものであることから、本件処分に係る文書の特定に誤りはなく、審査請求人による 2 回目の 110 番通報は、本件開示請求の対象ではないため、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、

・私が認知していない被疑者の氏名が開示された。今回のように第三者に関する情報が公開できるのならば、他の犯罪捜査、第三者に関する情報についても開示することを求める。

と主張している。

本件処分において開示した窃盗被疑者の氏名については、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イにおいて規定される「法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとして開示したものである。

そして、本件処分において不開示とした部分は、前記(1)のとおり、法の規定に基づく適正な処分であることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定し、本件保有個人情報のうち同表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示として

いるところ、審査請求人は、審査請求書において、2 回目の通報に係る保有個人情報及び別表の 4 欄に掲げる不開示部分の開示を求めていることから、本件保有個人情報の特定の妥当性及び当該部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

当審議会において、処分庁が特定した本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人が行った 110 番通報の内容及び警察の対応処理に関する事項が記載されており、本件開示請求の請求内容に合致していることが認められる。

また、処分庁によれば、審査請求人からの 110 番通報は、愛知県警察本部通信指令室において 2 回受信していたが、2 回目の通報は、警察官がいつ到着するのか確認する内容であった上、受理中に 1 回目の通報で現場臨場した警察官の到着を確認できたことから、通信指令室から A 署に通報内容の送信を要せず、A 署では 110 番事案表の作成、保管をしていなかったとのことである。

当審議会において検討したところ、上記の処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

当審議会において別表の 2 欄に掲げる部分のうち開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を見分したところ、栗を窃取していた窃盗被疑者の住所、生年月日、職業等が記載されていた。これらは、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

なお、審査請求人は、審査請求書において、自身が認知していない被疑者の氏名が開示されたことを理由に他の第三者に関する情報も開示するように主張しているが、処分庁によると、被疑者の氏名は法令又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとして開示したとのことであり、当審議会においてもそのような処分庁の説明は妥当と認められる。

したがって、本件保有個人情報のうち開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

(4) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

処分庁によると、本件処分において不開示とした部分は、窃盗被疑事件に対する犯罪捜査等に関する情報であり、開示することにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不

開示情報に該当するため不開示としたとのことである。

当審議会において別表の 2 欄に掲げる部分のうち犯罪捜査等に関する情報が記載された部分を見分したところ、窃盗被疑事件に関する警察の内部的な判断及び対応方針等に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

したがって、本件保有個人情報のうち犯罪捜査等に関する情報が記載された部分は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

110 番通報の内容が記載された文書

警察が対応、処理した内容が記載された文書（決裁書を含む）
（請求日現在 A 署で保管のもの）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 審査請求の対象となった部分
110 番事案表 (令和6年10月10日受付)	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	法第78条第1項第2号に該当	-
	警察無線通信に係る呼称略号	法第78条第1項第7号に該当	-
	犯罪捜査等に関する情報が記載された部分	法第78条第1項第5号に該当	全部
	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	法第78条第1項第2号に該当	全部

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 3 . 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 3 . 17 (第 259 回 審議会)	審議
8 . 4 . 24 (第 260 回 審議会)	審議
8 . 5 . 26	答申